

高額医療・高額介護合算療養費申請手続き

医療費と介護サービス費に係る自己負担額がある世帯で、1年間（毎年8月から翌年7月末）の自己負担額（食費・居住費・差額ベッド代を除く）を合計し、基準額（下記の表）を超える場合には、その超えた金額を申請により支給します。

※申請手続き期間は2年間です。前年度に申請をされていない人も申請できます。

●基準額（自己負担限度額）

（平成28年8月～平成29年7月分）

所得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の方
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の方	後期高齢者医療制度で医療を受ける方
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

●申請手続きについて（毎年7月31日時点で加入している人）

①高萩市国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者

今回支給の対象となる場合には、平成30年1月中旬に申請通知を郵送しますので、保険医療課で申請手続きを行ってください。

※次の人については、申請通知が郵送できない場合がありますので、保険医療課にお問い合わせください。

- ・平成28年8月から平成29年7月31日までの間に、他の市町村から転入された人。
- ・平成28年8月から平成29年7月31日までの間に、他の医療保険を離脱し、国民健康保険、又は後期高齢者医療制度に加入した人。

②勤務先の健康保険、共済保険などの加入者

高齢福祉課で介護保険の「自己負担額証明書」の交付を申請し、証明書の発行を受けた後、証明書を添付して保険者（勤務先）に申請手続きを行ってください。

■問合せ

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人
保険医療課 国保グループ、後期・医療福祉グループ
（本庁舎1階） ☎23-2117

勤務先の健康保険・共済保険などに加入している人
高齢福祉課 介護保険グループ
（総合福祉センター内） ☎22-0080



子育て世代の住宅取得支援に係る協定を締結しました

■問合せ 地方創生課 市民協働グループ ☎23-2127

市は独立行政法人住宅金融支援機構と「【フラット35】子育て支援型及び高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金事業に係る相互協力に関する協定」を締結しました。

これにより、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金事業の財政的支援（30万円（加算要件により上限50万円））とあわせて、住宅ローン【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げることが出来ます。

本優遇措置を受ける場合は、【フラット35】借入契約時まで、高萩市から「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受け、取

扱金融機関に提出する必要があります。

詳しくは、市のホームページをご参照ください。

